平成２１年（フ）第６０４９号
大阪市中央区東平１丁目２番15―703号
債務者　牧元　和永
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０６６号
大阪府高槻市古曽部町３丁目12番７号
債務者　西村　和佳
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０６７号
大阪府高槻市古曽部町３丁目12番７号
債務者　西村　千春
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０９９号
大阪府高槻市宮田町２丁目５番33号
債務者　安田　真紀（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１７３号
大阪府高槻市真上町１丁目23番８―202号
債務者　朝山　亮一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１７４号
大阪府高槻市真上町１丁目23番８―202号
債務者　朝山　伸子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２３９号
大阪府門真市速見町10番７―101号
債務者　村上　晋三
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２７５号
大阪府東大阪市稲葉４丁目３番32号　メゾンエクセル103号
債務者　池田　晴美（旧姓西島）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２９１号
大阪市西区本田２丁目７番17―205号
債務者　川田　千尋（旧姓三路）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３３３号
大阪府東大阪市長堂３丁目17番31号　布施・オーク・５―103号
債務者　高島栄子こと　高　　榮子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３３４号
大阪府高槻市浦堂２丁目３番11号
債務者　大垣内正行
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３４５号
大阪市東淀川区大桐４丁目１番79号
債務者　長見　元江
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３９０号
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目９番７号
債務者　柗岡　清孝
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４３０号
大阪市鶴見区今津中５丁目６番14号、住民票上の住所大阪市生野区生野東３丁目10番30号　グレイスガーデン生野１号館201号
債務者　ロイヤル理容こと　服部　隆彦
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５６４号
大阪府寝屋川市黒原旭町17番19号
債務者　清水正一郎
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５６５号
大阪府寝屋川市黒原旭町17番19号
債務者　清水　和恵
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５６６号
大阪府寝屋川市黒原旭町25番８号
債務者　清水ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５７３号
大阪府枚方市桜丘町５番４―105号
債務者　岸本　洋一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部